

# 武蔵野市道路敷地等に係る境界確定等の事務取扱要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 境界確定事務の実施

#### 第1節 境界確定の申出（第3条－第7条）

#### 第2節 境界確定の事務（第8条－第18条）

### 第3章 区域確定事務の実施（第19条・第20条）

### 第4章 土地境界図等の取扱い（第21条－第24条）

### 第5章 補則（第25条）

## 付則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、都市整備部道路管理課が所管する道路敷地等に係る境界確定の事務等の手続の明確化を図るとともに、必要な様式を定めることにより、当該事務等の処理を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により認定された武蔵野市（以下「市」という。）道のことをいう。
- (2) 認定外道路 武蔵野市特定公共物管理条例（平成14年3月武蔵野市条例第10号）第2条第2号に規定する道路のことをいう。
- (3) 水路敷 武蔵野市特定公共物管理条例第2条第1号に規定する河川のことをいう。
- (4) 市有地 都市整備部道路管理課長が、武蔵野市公有財産管理規則（昭和39年6月武蔵野市規則第16号）第5条及び第14条の規定に基づき、管理する財産の土地のうち、市道、認定外道路及び水路敷のことをいう。
- (5) 所有権界 互いに接する土地において、その土地所有者同士の所有権と所有権とが接触する部分をいう。
- (6) 道路区域 法第18条第1項の規定により、決定する道路の区域のことをいう。
- (7) 境界確定 市有地と隣接する土地との所有権界が確定することをいう。
- (8) 区域確定 市道と隣接する土地との道路区域の境界が確定することをいう。

いう。

- (9) 登記事項証明書 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。
- (10) 土地所有者 登記事項証明書に記載されている土地を所有する権利を有する者をいう。
- (11) 公図の写し 不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の写しをいう。
- (12) 基準点 武蔵野市公共基準点管理保全要領（平成19年4月19日施行）第2条に規定する公共基準点をいう。

## 第2章 境界確定事務の実施

### 第1節 境界確定の申出

（境界確定事務の実施）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定を行うものとする。

- (1) 市有地に隣接する土地所有者から境界確定申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）により、境界確定の申出があった場合
- (2) 市が道路整備等を行うため、当該整備に係る土地所有者との境界確定が必要となった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

（申出者の範囲）

第4条 境界確定の申出を行うことができる者（以下「申出者」という。）は、当該申出を行う対象の土地（以下「申出地」という。）の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者とする。

- (1) 土地所有者が共有の場合 共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合については、規約等に境界確定に係る権限の定めがある場合は、当該定めによるものとする。
- (2) 土地所有者が法人の場合 当該法人の代表者。ただし、当該法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人等（管財人、破産管財人、金融整理管財人等をいう。）とする。
- (3) 土地所有者が官公庁又は特殊法人等の場合 法令、定款等に定める者
- (4) 土地所有者が死亡している場合 法定相続人全員。ただし、遺産分割協議書、公正証書遺言、裁判所の審判・調停調書等で相続人が特定されている場合は、当該相続人全員とする。

- (5) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人又は補助人を必要とする場合 当該法定代理人
- (6) 申出地が信託財産登記された信託財産の場合 委託者及び受託者の両者。ただし、受益者が設定されている場合については受託者及び受益者の両者とし、信託目録に特別な定めがある場合についてはその内容に従った者とする。
- (7) 境界確定に係る申出、立会、協議、合意等の権限を申出者が他の者に委任する場合 その委任された者（以下「代理人」という。）  
（実務取扱者）

第5条 申出者は、境界確定に必要な実務について、土地家屋調査士又は測量士の資格を有する者（以下「実務取扱者」という。）に行わせなければならない。ただし、申出者が土地家屋調査士又は測量士の資格を有する場合については、申出者を実務取扱者とすることができる。

（境界確定の申出）

第6条 申出者は、次に掲げる書類を添えて、申出書により、市長に申し出なければならない。

- (1) 案内図
  - (2) 印鑑登録証明書（申出者が法人である場合にあっては、代表者事項証明書等を添付すること。）
  - (3) 公図の写し（法務局の内容証明付きのものに限る。）
  - (4) 土地所有者調書（第2号様式）
  - (5) 登記事項証明書
  - (6) 現況実測平面図
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 第4条第1号ただし書の規定に該当する場合 境界確定の権限を有することを証明する管理組合の規約書等
  - (2) 第4条第2号ただし書の規定に該当する場合 破産管財人証明書等のその当事者能力を有することを証明する書類
  - (3) 第4条第4号の規定に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類
    - ア 相続関係説明図及び当該図を証明する戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、公正証書遺言等の書類
    - イ 裁判所の審判・調停調書等による権利関係を証明する書類
    - ウ 法定相続情報制度による法務局発行の法定相続情報一覧図
  - (4) 第4条第5号の規定に該当する場合 法定代理人であることを証明

する書類

(5) 第4条第6号の規定に該当する場合 委託者、受託者、受益者であることを証明する信託原簿等

(6) 第4条第7号の規定に該当する場合 代理人であることを証明する書類

3 第1項に掲げる書類のうち、印鑑登録証明書及び登記事項証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、履歴事項証明書、住居表示変更証明書等の住所の沿革が証明できる資料を提出するものとする。ただし、当該資料により住所の沿革が確認できない場合については、土地の権利証、不動産売買契約書等その他申出地の所有者であることを証明する資料及び現住所を証明する資料を提出するものとする。

4 前3項に規定する書類のうち、証明書等は発行後3か月以内の原本を提出するものとする。ただし、原本の提出が困難な場合については、申出時に原本を持参し、市長の確認を受けた場合に限り、その写しを原本に代えることができる。

5 第1項第3号の公図の写しを加工して新たに作成した地図（方位、縮尺、法務局名及び調査年月日を記入し、土地家屋調査士又は測量士の記名及び押印がされたものとする。）を提出する場合は、加工前の公図の写しも含めて全て提出するものとする。

6 申出地が差押え等を受けている場合は、申出者は、差押者等の境界確定に係る同意書を提出するものとする。

（測量）

第7条 境界確定に伴う測量にあたっては、基準点を使用するよう努めるものとする。ただし、近傍に基準点が存在しない等その他の理由により基準点による測量ができない場合には、近傍の恒久的な地物を使用して当該測量を行うものとする。

2 土地境界確定に伴う測量の作業方法、使用機器及び精度については作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を適用するものとする。

3 武蔵野市が管理している公共基準点を使用する場合は、武蔵野市公共基準点管理保全要領の定めるところによる。

第2節 境界確定の事務

（申出書の審査）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申出があったときは、内容を審査し当該審査の結果適当と認めるときは境界確定の申出を受けるとし、不適当と認めるときは理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申出を受

けないものとする。

- (1) 申出地の所有権の帰属又は当該所有権の範囲について係争中の場合
- (2) 申出地と隣接する土地が市の所有ではない場合（申出地の前面道路が第19条の規定に該当する道路である場合を除く。）
- (3) 申出地の所有権が特定できない場合

2 実務取扱者は、第6条第1項の規定による申出の後に、申出書の内容に変更が生じた場合は、変更内容を証明できる資料を添えて、速やかに申出事項変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

（境界確定に伴う調査）

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申出を受けたときは、必要に応じて境界確定に係る関係資料の調査及び現地調査を行うものとする。

（境界予定線の検討及び標示）

第10条 市長は、前条の規定による調査に基づき、実務取扱者と協議のうえ、境界確定に係る境界予定点及び線（以下「境界予定線」という。）を検討するものとする。

2 実務取扱者は、前項の規定により検討された境界予定線の検討図を作成し、市長の承認を得たうえで、境界確定に係る現地（以下「現地」という。）に境界予定線を標示するものとする。

（境界確定の範囲）

第11条 境界確定は、原則として申出地及び市有地を挟んで申出地対側の両側で確定するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（境界予定線の立会い、承認及び明示）

第12条 実務取扱者は、第10条第2項の規定により現地に標示された境界予定線について、前条の規定により、確定する境界の範囲に係る土地の所有者（以下「関係土地所有者」という。）と現地での立会日を調整し、事前に関係土地所有者の同意を得て、立会いを実施するものとする。

2 前項の立会いは、現地に標示された境界予定線について、関係土地所有者と協議し、全員の承認を得るものとする。ただし、正当な理由により現地での立会いができない関係土地所有者がいる場合については、これを省略できるものとする。

3 前項ただし書の規定に該当する場合において、実務取扱者は、境界予定線の検討図、現地写真等を用いて、当該関係土地所有者と協議を行い、承認を得るものとする。

4 前項の規定により、境界予定線の承認が得られたときは、関係土地所有者と協議のうえ、現地に境界標等を設置し、境界予定点を明示するもの

とする。ただし、市長は、市有地に境界標を設置する場合に限り、実務取扱者に市指定の境界標を支給するものとする。

(合意書の作成)

第13条 実務取扱者は、前条第1項の立会い、同条第2項の承認及び同条第4項の規定による明示を完了したときは、速やかに合意書(第4号様式)及び市長が別に定める作成方法に基いた土地境界図(以下「土地境界図」という。)を作成し、市長の承認を得るものとする。

2 関係土地所有者の署名及び捺印がある合意書に土地境界図(実務取扱者の職印があるものをいう。この項において同じ。)を添付したものを土地境界図付合意書とし、合意書と土地境界図との間に割印を要するものとする。

3 前項の捺印及び割印は、関係土地所有者のうち申出者にあつては実印であることを要し、関係土地所有者(申出者を除く。)にあつては要しない。

(合意書等の提出)

第14条 実務取扱者は、土地境界図付合意書とともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 実務取扱者の職印の押印がある土地境界図。この場合において、部数は合意書の部数に3部加えた数とする。

(2) 実務取扱者の職印の押印がない土地境界図 1部

(3) 第12条第4項の境界予定点の遠景及び近景の写真 1部

(境界確定通知書の作成及び通知)

第15条 市長は、前条の規定により合意書等の提出を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは境界確定通知書(第5号様式)により関係土地所有者に実務取扱者を介して通知するものとし、不適当と認めるときは理由を付してその旨を実務取扱者に通知するものとする。

(境界確定の不能)

第16条 市長は、第6条第1項の規定による申出を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定の不能の事案として、申出書の返戻について(第6号様式。以下「返戻書」という。)により、申出者に対して、申出書を返戻するものとする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りではない。

(1) 申出者が第4条の規定に該当する者でないことが判明した場合

(2) 申出地が第8条第1項ただし書の規定に該当することが判明した場合

(3) 第12条第1項の立会いが、第8条の規定による申出を受けた日から3か月以内に実施されない場合

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合  
(境界確定の不調)

第17条 市長は、第6条第1項の規定による申出を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定の不調の事案として、返戻書により、申出者に対して、申出書を返戻するものとする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りではない。

- (1) 第12条第1項の立会い及び協議の結果、同条第2項の規定による承認を得られない場合  
(2) 第14条に規定する合意書等が第12条第1項の立会日から3か月以内に提出されない場合  
(申出書の取下げ)

第18条 申出者は、第6条第1項の規定による申出を取り下げる場合は、境界確定申出の取下げ書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、境界確定申出の取下げ書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返戻書により、申出者又は実務取扱者に対して、申出書を返戻しなければならない。

### 第3章 区域確定事務の実施

#### (区域確定事務の実施)

第19条 市長は、申出地に隣接する市道に市所有の土地以外の土地が含まれている場合は、区域確定を行うことができるものとする。

#### (区域確定事務の手続等)

第20条 区域確定に係る手続等については、第2章の規定を準用する。この場合において、第2章中「境界」とあるのは「区域」と読み替えるものとする。

### 第4章 土地境界図等の取扱い

#### (土地境界図等の管理)

第21条 市長は、境界確定又は区域確定がされた市有地の土地境界図又は区域境界図(以下「土地境界図等」という。)について、一般の閲覧に供するとともに、第23条及び第24条の規定に基づき、土地境界図等の複写及び複写の証明書の交付事務を行うものとする。

#### (土地境界図等の閉鎖)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、土地境界図等の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。

- (1) 既に境界確定又は区域確定された箇所について、当該箇所の境界線が

現地において不明確のため、当該箇所境界を改めて確定した場合

- (2) 既に境界確定された箇所について、当該市有地が売払い等により、市有地でなくなった場合
- (3) 既に区域確定された箇所について、市道の廃止等により、市道でなくなった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に認める場合  
(土地境界図等の複写)

第23条 市長は、土地境界図等の複写の交付について、武蔵野市都市計画図面等複写サービス取扱要領（平成10年11月2日施行）の規定に基づき、取り扱うものとする。

(土地境界図等の複写の証明)

第24条 土地境界図等の複写の証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、案内図を添えて、（土地・区域）境界図の複写の証明申請書（第8号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し当該審査の結果適当と認めるときは申請者に（土地・区域）境界図の複写の証明書（第9号様式）を交付するものとする。

3 申請者は、前項の規定による交付を受けるにあたり、武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）別表105の項に定める手数料を負担するものとする。

## 第5章 補則

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。